

○定期航空便の運航について（通達）

平成14年7月18日
海幕運第4060号

海上幕僚長から自衛艦隊司令官・航空集団司令官・教育航空集団司令官あて

定期航空便の運航について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

なお、海幕運第812号（52. 2. 24）は廃止する。

記

1 運航統制官等

（1） 運航統制官

航空集団司令官

（2） 輸送調整官

次の表の左欄に掲げる者が、それぞれ右欄に掲げる航空基地について担当する。

輸送調整官	航空基地
第1航空群司令	鹿屋
第2航空群司令	八戸
第4航空群司令	厚木及び硫黄島（南鳥島を含む。）
第5航空群司令	那覇
第22航空群司令	大村
第31航空群司令	岩国
下総教育航空群司令	下総
徳島教育航空群司令	徳島
小月教育航空群司令	小月
第61航空隊司令	その他の飛行場

（3） 運航実施者

第61航空隊司令

2 運航統制官等の業務

（1） 運航統制官

ア 運航基準（運航経路、運航期日、運航回数）の設定

イ 運航計画の作成及び関係部隊への通知

ウ 輸送調整官の業務の実施に必要な基準の設定

エ 輸送成果の検討

（2） 輸送調整官

担当航空基地に発着する定期航空便に対する次の業務。

ただし、「エ」の業務については状況によりその一部を他の部隊の長に依頼することができる。

ア 輸送の調整

イ 航空機のとう乗に関する達（昭和44年海上自衛隊達第52号）第3条第1項に基づく
くとう乗の承認

ウ 物件とう載の承認

エ 次のターミナル業務

（ア）乗客の確認及び管制

（イ）物件の点検及び積降ろし

（ウ）物件の受領及び一時保管

（エ）列線支援

（オ）運航の支援

（カ）とう乗員に対する所要の支援

（3） 運航実施者

ア 定期航空便の運航の実施

イ 運航実施の調整

3 使用航空機

第61航空隊に装備された航空機

4 定期航空便の種類及び区間

種 類	区 間
沖縄定期	厚木～那覇間
西日本定期	厚木～岩国又は大村間
北日本定期	厚木～八戸間
小笠原定期	厚木～南鳥島間

上記のほか、運航統制官は、必要に応じ、定期航空便を設定することができるものとする。

5 報告等

（1） 運航統制官は、運航基準を変更する場合及び前項の規定に基づき定期航空便を設定する場合には、海上幕僚長に報告するとともに、関係部隊に通知するものとする。ただし、天候及び航空機等の状況によりやむを得ないと判断される場合に運航基準の一部を変更することについてはこの限りではない。

（2） 運航実施者は、毎月の運航実績を運航統制官を経由して海上幕僚長に報告するものとする。

写送付先：部内全般